

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱

(通則)

第1条 奨学のための給付金（以下「給付金」という。）の支給に関しては、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（平成26年4月1日付け文科科学省初等中等教育局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国公立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち、私立の高等学校等を除いた学校等をいう。）の生徒等（以下「高校生等」という。）の保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下「保護者等」という。）に対し、予算の範囲内において給付金を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給対象世帯及び給付額)

第3条 別記1(1)に定める世帯の区分に応じて、別記1(2)に定める範囲の支給対象の高校生等の保護者等に対して授業料以外の教育に必要な経費について次のとおり給付金を支給する。なお、新入生に対し、4月から6月分に相当する額を早期に給付することができるものとする。

(1) 生活保護（生業扶助）受給世帯

ア 国公立高等学校等に通う高校生等一人当たり 年額 32,300 円

(2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯及び家計急変による経済的理由から保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税に相当する世帯

ア 高等学校・中等教育学校の通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の通信制学科（以下「通信制」という。）以外の国公立高等学校等に通う高校生等一人当たり 年額 110,100 円

イ 通信制の国公立高等学校等に通う高校生等一人当たり 年額 48,500 円

ウ 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で二人目以降の通信制以外の国公立高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の国公立高等学校等に通う高校生等一人当たり 年額 141,700 円

エ 7月より前に家計が急変し、通常の給付金に係る期日までに申請のあった世帯には、該当する世帯区分及び課程区分に応じた年額を支給する。7月以降に家計が急変した世帯には、年額に申請翌月以降の月数を乗じて12で除した額を支給する。（端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。）

オ 新生児に対する4月から6月分に相当する額の前倒し給付を実施する場合において、4月より前に家計が急変し、4月から6月相当分の給付金に係る期日までに申請のあった世帯には、該当する世帯区分及び課程区分に応じた年額に4分の1を乗じた額を支給する。4月以降に家計が急変し、申請のあった世帯には、エと同様の取り扱いにより支給する。

（支給の回数）

第4条 給付金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を上限とする。ただし、学び直し支援事業の対象となる高校生等については当該各号の規定に関わらず一人の高校生等につき各年度1回、通算1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は2回）を上限とする。

- （1） 全日制の高等学校等に通う一人の高校生等につき各年度1回、通算3回
- （2） 定時制、通信制の高等学校等に通う一人の高校生等につき各年度1回、通算4回

（支給の申請）

第5条 給付金の支給を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、次の書類を教育委員会に提出するものとする。

- （1） 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書（様式第1号）
- （2） 別記2に定める証明書類
- （3） その他教育委員会が必要と認める書類
- （4） 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届（様式第5号）

2 前項に定める書類は、教育委員会が別途定める日までに提出するものとする。ただし、やむを得ない理由によりその日までに提出できないと教育委員会が認めた場合はこの限りではない。

（支給決定の審査）

第6条 教育委員会は、前条の申請書類を受理したときは、必要な事項を審査の上、支給する要件に合致しているか別記1(3)に定めるとおり審査し、給付金について支給又は不支給の決定を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の支給又は不支給についてその旨を当該申請者に支給決定通知書（様式第2号）又は不支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(支給決定の取消等)

第7条 教育委員会は、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合には、給付金の支給の決定を取り消し、併せて給付額の全部又は一部について返還を求めることができる。なお、その場合にはその旨を当該受給者に支給決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支給の決定を受けた場合
- (2) その他支給することが適当でないと教育委員会が認めた場合

(支給の方法)

第8条 給付金は、原則として第6条の規定による支給決定を受けた者に対して教育委員会が定める期日に、埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届（様式第5号）で指定する口座に支給するものとする。

(代理受領)

第9条 保護者等が学校へ納入すべき授業料以外の教育費に未納がある場合、学校長は、保護者等からの委任状（様式第7号）の提出により、給付金を未納分の学校へ納入すべき授業料以外の教育費に充てることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

(削除)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。